### (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 開 特 許 公 報(A)

FL

(11)特許出願公開番号

特開2014-129997 (P2014-129997A)

(43) 公開日 平成26年7月10日(2014.7.10)

(51) Int.Cl.

テーマコード (参考)

F28F 19/02 (2006.01) F28F 1/00 (2006.01) F 2 8 F 19/02 5 O 1 Z F 2 8 F 1/00 C

## 審査請求 未請求 請求項の数 6 OL (全 13 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 (31) 優先権主張番号	特願2013-172298 (P2013-172298) 平成25年8月22日 (2013.8.22) 特願2012-262376 (P2012-262376)	(71) 出願人	000004260 株式会社デンソー 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	
(32) 優先日	平成24年11月30日 (2012.11.30)	(74) 代理人	110001472	
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		特許業務法人かいせい特許事務所	
		(72) 発明者	野々垣 昌之	
			愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	株式会
			社デンソー内	
		(72) 発明者	森本 正和	
			愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	株式会
			社デンソー内	
		(72) 発明者	北川 新也	
			愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	株式会
			社デンソー内	
			<b>司.</b> 攸 否 <i>P</i>	- 0± /
		(72)発明者	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 社デンソー内 森本 正和 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 社デンソー内 北川 新也 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	株式会株式会

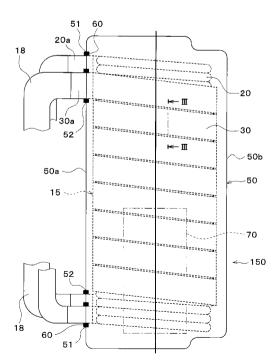
## (54) 【発明の名称】熱交換器構造体

## (57)【要約】

【課題】異種金属により構成される部品を有する熱交換 器において、異種金属接触腐食の発生を容易に抑制する

【解決手段】金属によって構成される水側チューブ20と、水側チューブ20とは異なる金属によって構成される冷媒側チューブ30とを有するとともに、水側チューブ20と冷媒側チューブ30とがろう付けによって接合されている水冷媒熱交換器15を備え、水冷媒熱交換器15は、金属によって構成されるケース50によって覆われている。

【選択図】図2



#### 【特許請求の範囲】

#### 【請求項1】

金属によって構成される第1部品(20)と、前記第1部品(20)とは異なる金属によって構成される第2部品(30)とを有するとともに、前記第1部品(20)と前記第2部品(30)とがろう付けによって接合されている熱交換器(15)を備え、

前記熱交換器(15)は、金属によって構成される被覆部材(50、50A)によって 覆われていることを特徴とする熱交換器構造体。

### 【請求項2】

前記被覆部材(50、50A)の内部には、水分を吸着する吸着剤(70)が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の熱交換器構造体。

【請求項3】

前記第1部品は、第1流体が流れる第1流体流路(15a)が内部に形成された第1チューブ(20)であり、

前記第2部品は、第2流体が流れる第2流体流路(15b)が内部に形成された第2チューブ(30)であり、

前記熱交換器(15)は、前記第1流体と前記第2流体とを熱交換させて前記第1流体を加熱し、

前記吸着剤(70)は、前記被覆部材(50、50A)の内部のうち、前記第1チューブ(20)における前記第1流体の流れ方向上流側に対応する部位に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の熱交換器構造体。

【請求項4】

前記熱交換器(15)は、第1流体と第2流体とを熱交換させて前記第1流体を加熱し

前記熱交換器(15)には、前記熱交換器(15)の内部と連通するとともに、前記第 1流体および前記第2流体の少なくとも一方が流通する流出入部(20a、30a)が接 続されており、

前記被覆部材(50、50A)には、前記流出入部(20a、30a)が挿入される貫通孔(51、52、53)が形成されており、

前記貫通孔(51、52、53)の内壁と前記流出入部(20a、30a)との間には、グロメット(60)が配置されていることを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1つに記載の熱交換器構造体。

【請求項5】

前記第1部品は、流体が流れる流体流路(15b)が内部に形成されたチューブ(30)であり、

前記第2部品は、前記流体が流れるとともに、前記チューブ(30)に接続される流体 流路形成部材(30a)であり、

前記チューブ(30)と前記流体流路形成部材(30a)とのろう付け接合部が、前記被覆部材(50、50A)によって覆われていることを特徴とする請求項1または2に記載の熱交換器構造体。

【請求項6】

前記熱交換器(15)は、前記流体が流れるとともに、前記チューブ(30)および前記流体流路形成部材(30a)の双方と連通する中間流路形成部材(303)を有しており、

前記中間流路形成部材(303)は、前記チューブ(30)を構成する金属および前記 流体流路形成部材(30a)を構成する金属のいずれとも異なる金属で構成されており、

前記チューブ(30)と前記流体流路形成部材(30a)とは、前記中間流路形成部材(303)を介してろう付けにより接合されていることを特徴とする請求項5に記載の熱交換器構造体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

20

30

- -

#### [00001]

本発明は、水と冷媒との間で熱交換を行う熱交換器を備える熱交換器構造体に関するも のであり、水と冷媒とを熱交換して水を加熱するヒートポンプ式給湯器に搭載される水冷 媒熱交換器を備える熱交換器構造体に用いて好適である。

### 【背景技術】

[00002]

水冷媒熱交換器として、水流路を内部に形成する水側チューブを銅合金で構成し、冷媒 流路を内部に形成する冷媒側チューブをアルミニウム合金で構成した熱交換器が提案され ている。これによると、冷媒側チューブを銅合金よりも安価なアルミニウム合金で構成し ているので、低コスト化が可能となる。さらに、アルミニウム合金は微細化加工が可能な ため、押出加工による微細多穴チューブの製造が可能となり、冷媒チューブを微細多穴チ ューブで構成することで、水冷媒熱交換器の小型高性能化が可能となる。

[0003]

しかしながら、このような異種金属で構成される部品を有する熱交換器では、水分等の 電 解 質 溶 液 が 付 着 す る こ と に よ っ て 異 種 金 属 接 触 腐 食 ( 電 食 ) が 生 じ 、 ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 からなる冷媒側チューブに穴があいて冷媒漏れが起きるという問題があった。

[0004]

これに対し、特許文献1には、アルミニウム製の部材に予め樹脂を電着塗装することに より、異種金属接触腐食を防止する技術が記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[00005]

【特許文献1】特開平4-190096号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0006]

しかしながら、特許文献1に記載されている異種金属接触腐食を防止する技術は、電着 塗装工程を増やす必要があり、製造コストが増加するという問題がある。

[0007]

本発明は上記点に鑑みて、異種金属により構成される部品を有する熱交換器において、 異種金属接触腐食の発生を容易に抑制することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[00008]

上記目的を達成するため、請求項1に記載の発明では、金属によって構成される第1部 品(20)と、第1部品(20)とは異なる金属によって構成される第2部品(30)と を有するとともに、第1部品(20)と第2部品(30)とがろう付けによって接合され ている熱交換器(15)を備え、熱交換器(15)は、金属によって構成される被覆部材 (50)によって覆われていることを特徴としている。

[0009]

これによれば、異種金属で構成される部品(20、30)を有する熱交換器(15)を 金属によって構成される被覆部材(50)によって覆うことで、熱交換器(15)と外 気 と を 遮 断 し 、 熱 交 換 器 ( 1 5 ) に 水 分 が 付 着 す る こ と を 抑 制 で き る 。 こ の と き 、 熱 交 換 器 ( 1 5 )の 製 造 時 に 電 着 塗 装 等 の 煩 雑 な 工 程 を 設 け る 必 要 が な い の で 、 異 種 金 属 で 構 成 される部品(20、30)に異種金属接触腐食が発生することを容易に抑制できる。

[0010]

また、請求項2に記載の発明では、請求項1に記載の熱交換器構造体において、被覆部 材(50)の内部には、水分を吸着する吸着剤(70)が設けられていることを特徴とす る。

[0011]

これによれば、被覆部材(50)の内部に吸着剤(70)を設けることで、熱交換器(

10

20

30

40

1 5 )を被覆部材( 5 0 )によって覆った当初に存在していた水分や、熱交換器( 1 5 ) と被覆部材(50)とのシール部から透過・侵入した水分を、吸着剤(70)によって吸 着できる。これにより、異種金属で構成される部品(20、30)に異種金属接触腐食が 発生することを確実に抑制できる。

[0012]

また、請求項3に記載の発明では、請求項2に記載の熱交換器構造体において、第1部 品 は、 第 1 流 体 が 流 れ る 第 1 流 体 流 路 ( 1 5 a ) が 内 部 に 形 成 さ れ た 第 1 チ ュ ー ブ ( 2 0 )であり、第2部品は、第2流体が流れる第2流体流路(15b)が内部に形成された第 2 チューブ ( 3 0 ) であり、熱交換器 ( 1 5 ) は、第 1 流体と第 2 流体とを熱交換させて 第 1 流体を加熱し、吸着剤( 7 0 )は、被覆部材( 5 0 )内部のうち、第 1 チューブ( 2 0 )における第 1 流体の流れ方向上流側に対応する部位に配置されていることを特徴とす る。

[ 0 0 1 3 ]

吸着剤(70)は、加熱されることにより吸着していた水分を脱離する性質がある。こ のため、吸着剤(70)を、被覆部材(50)内部のうち、第1チューブ(20)におけ る第1流体の流れ方向上流側に対応する部位に配置することで、吸着剤(70)を低温側 に位置させて、吸着剤(70)に吸着されていた水分が脱離することを抑制できる。これ により、異種金属で構成される部品(20、30)に異種金属接触腐食が発生することを より確実に抑制できる。

[0014]

なお、本請求項における「吸着剤(70)は、前記被覆部材(50)内部のうち、前記 第 1 チューブ( 2 0 )における前記第 1 流体の流れ方向上流側に対応する部位に配置され ている」とは、吸着剤(70)の半分以上の部分が、被覆部材(50)内部のうち、第1 チューブ( 2 0 ) における第 1 流体の流れ方向における中央部よりも上流側に対応する部 位に配置されていることを意味している。

[0015]

なお、この欄および特許請求の範囲で記載した各手段の括弧内の符号は、後述する実施 形態に記載の具体的手段との対応関係を示すものである。

【図面の簡単な説明】

[0016]

- 【図1】第1実施形態におけるヒートポンプ式給湯器の全体構成図を示す。
- 【 図 2 】 第 1 実 施 形 態 に 係 る 熱 交 換 器 構 造 体 を 示 す 透 過 正 面 図 で あ る 。
- 【図3】図2のIII-III断面図である。
- 【図4】第2実施形態に係る熱交換器構造体を示す模式図である。
- 【図5】第3実施形態に係る熱交換器構造体を示す透過正面図である。
- 【図6】第3実施形態に係る熱交換器構造体の要部を示す模式図である。
- 【 図 7 】 第 3 実 施 形 態 に お け る 冷 媒 側 へ ッ ダ の 要 部 を 示 す 模 式 図 で あ る 。
- 【図8】第4実施形態に係る熱交換器構造体の要部を示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

[0017]

以下、本発明の実施形態について図に基づいて説明する。なお、以下の各実施形態相互 において、互いに同一もしくは均等である部分には、図中、同一符号を付してある。

[0018]

(第1実施形態)

本実施形態は、本発明に係る熱交換器をヒートポンプ式給湯器の水冷媒熱交換器に適用 したものである。

[0019]

図 1 に示すように、ヒートポンプ式給湯器は、給湯水を貯留する貯湯タンク 1 0 、貯湯 タンク10内の給湯水を循環する水循環通路11、および、給湯水を加熱するためのヒー トポンプサイクル装置12を備えている。

10

20

30

40

#### [0020]

貯湯タンク10は、高温の給湯水を長時間保温することができる温水タンクである。貯湯タンク10に貯留された給湯水は、貯湯タンク10の上部に設けられた出湯口10aから出湯され、台所や風呂等の給湯対象機器に給湯される。貯湯タンク10内の下部に設けられた給水口10bから水道水が補給されるようになっている。

#### [0021]

水循環通路11には、給湯水を循環させる電動水ポンプ13が配置されており、給湯水は、貯湯タンク10下部の給湯水出口10c 電動水ポンプ13 水冷媒熱交換器15 貯湯タンク10上部の給湯水入口10dの順に流れる。

### [0022]

ヒートポンプサイクル装置12は、電動圧縮機14、水冷媒熱交換器15、膨張弁16、蒸発器17を含み、これらを順に環状に冷媒配管18によって接続したものであり、周知の冷凍サイクルを構成している。

## [0023]

水冷媒熱交換器15は、給湯水が流れる水流路15aと、電動圧縮機14吐出後の高温 高圧の冷媒が流れる冷媒流路15bとを有し、給湯水と電動圧縮機14吐出後の高温冷媒 との間で熱交換させて、給湯水を加熱する加熱用熱交換器である。

#### [0024]

次に、本実施形態の水冷媒熱交換器 1 5 を有する熱交換器構造体 1 5 0 の具体的構造について説明する。

#### [0025]

図 2 および図 3 に示すように、水冷媒熱交換器 1 5 は、水流路 1 5 a が内部に形成された水側チューブ 2 0 と、冷媒流路 1 5 b が内部に形成された冷媒側チューブ 3 0 とを備えている。

### [0026]

図 2 に示すように、本実施形態の水冷媒熱交換器 1 5 は、冷媒側チューブ 3 0 と複数本 (本例では 2 本)の水側チューブ 2 0 とが互いに接触した状態で、冷媒側チューブ 3 0 お よび水側チューブ 2 0 が仮想軸の周囲を旋回するように螺旋状に巻かれた形状になってい る。

## [ 0 0 2 7 ]

水側チューブ20の両端部には、複数の水流路15aへ給湯水を分配させ、または、複数の水流路15aから流出した給湯水を集合させる水側ヘッダ20aが設けられている。同様に、冷媒側チューブ30の両端部には、複数の冷媒流路15bへ冷媒を分配させ、または、複数の冷媒流路15bから流出した冷媒を集合させる冷媒側ヘッダ30aが設けられている。

## [0028]

そして、複数の水流路15aへ給湯水を分配させる水側ヘッダ20a、および複数の冷媒流路15bから流出した冷媒を集合させる冷媒側ヘッダ30aが、水冷媒熱交換器15の鉛直方向下端側に、隣り合うように配置されている。一方、複数の水流路15aから流出した給湯水を集合させる水側ヘッダ20a、および複数の冷媒流路15bへ冷媒を分配させる冷媒側ヘッダ30aが、水冷媒熱交換器15の鉛直方向上端側に、隣り合うように配置されている。

### [0029]

ここで、水側ヘッダ20aおよび冷媒側ヘッダ30aは、水冷媒熱交換器15内部と連通するとともに、水または冷媒が流通するように構成されている。したがって、本実施形態の水側ヘッダ20aおよび冷媒側ヘッダ30aが、本発明の流出入部に相当している。

#### [0030]

本実施形態では、水側チューブ 2 0 は、水道水環境下での耐食性が高い銅または銅合金製であり、冷媒側チューブ 3 0 はアルミニウムまたはアルミニウム合金製である。つまり、水側チューブ 2 0 と冷媒側チューブ 3 0 とが、互いに異なる金属により構成されている

10

20

30

40

。このため、本実施形態の水側チューブ 2 0 が、特許請求の範囲に記載された第 1 部品 (第 1 チューブ) に対応し、本実施形態の冷媒側チューブ 3 0 が、特許請求の範囲に記載された第 2 部品 (第 2 チューブ) に対応している。

#### [0031]

また、本実施形態の「給湯水(水)」が、特許請求の範囲に記載された第1流体に対応し、本実施形態の「冷媒」が、特許請求の範囲に記載された第2流体に対応している。また、本実施形態における水側チューブ20内の水流路15aが、特許請求の範囲に記載された第1流体流路に対応し、本実施形態における冷媒側チューブ30内の冷媒流路15bが、特許請求の範囲に記載された第2流体流路に対応している。

### [0032]

具体的には、図3に示すように、水側チューブ20は、横断面が円形状であり、1つの水流路15aが内部に形成されている円筒チューブである。一方、冷媒側チューブ30は、長手方向垂直断面が扁平形状であるとともに、内部に冷媒流路15bが並列に形成された多穴チューブである。

#### [0033]

そして、水側チューブ20と冷媒側チューブ30とは、ろう付けによって金属的に接合されている。すなわち、水側チューブ20と冷媒側チューブ30とが接触した状態で、接合部40によって両者が接合している。本実施形態では、ろう材として、A1・Cu・Si系またはA1・Cu・Si・Zn系のろう材を採用している。

## [0034]

図 2 に戻り、本実施形態の水冷媒熱交換器 1 5 は、金属製のケース(被服部材) 5 0 に覆われている。本例では、ケース 5 0 を構成する金属として、アルミニウムまたはアルミニウム合金を用いている。

#### [0035]

ケース 5 0 は、水冷媒熱交換器 1 5 の本体部(チューブ 2 0 、 3 0 が螺旋状に巻かれている部位)を覆うように形成されている。また、ケース 5 0 には、水側ヘッダ 2 0 a が挿入される水側貫通孔 5 1 、および冷媒側ヘッダ 3 0 a が挿入される冷媒側貫通孔 5 2 が形成されている。

## [0036]

本実施形態では、水側ヘッダ20aおよび冷媒側ヘッダ30aが隣り合うように配置されているので、水側貫通孔51および冷媒側貫通孔52も隣り合うように配置されている

#### [0037]

ケース50は、螺旋状に巻かれたチューブ20、30の螺旋の軸方向に対して垂直な方向(図2の紙面左右方向)に2つに分割されている。分割された2つの半割れ部材50a、50bのうち一方の半割れ部材(以下、第1半割れ部材50aという)に、水側貫通孔51および冷媒側貫通孔52の双方が形成されている。なお、他方の半割れ部材(以下、第2半割れ部材50bという)には、水側貫通孔51および冷媒側貫通孔52のいずれも形成されていない。

### [0038]

そして、第1半割れ部材50aの水側貫通孔51に水側ヘッダ20aを挿入すするとともに、冷媒側貫通孔52に冷媒側ヘッダ30aを挿入した後、第1半割れ部材50aおよび第2半割れ部材50bを組み合わせて一体に接合することにより、ケース50内に水冷媒熱交換器15を収容している。第1半割れ部材50aおよび第2半割れ部材50bは、カシメや接着等の接合手段によって一体化されている。

## [0039]

ケース 5 0 における水側貫通孔 5 1 の内壁と水側ヘッダ 2 0 a との間、および冷媒側貫通孔 5 2 の内壁と冷媒側ヘッダ 3 0 a との間には、それぞれ、ゴムまたは樹脂製であり弾性変形可能なグロメット 6 0 が配置されている。グロメット 6 0 は、貫通孔 5 1、 5 2 それぞれの内周縁部当接するように貫通孔 5 1、 5 2 に挿通されている。これにより、ケー

10

20

30

40

ス 5 0 における水側貫通孔 5 1 の内壁と水側ヘッダ 2 0 a との隙間、および冷媒側貫通孔 5 2 と冷媒側ヘッダ 3 0 a との隙間をシールすることができる。

## [0040]

ケース50の内部には、水分を吸着する吸着剤70が設けられている。この吸着剤70は、加熱されることにより吸着していた水分を脱離するものであり、例えばゼオライトやシリカゲルを用いることができる。吸着剤70は、ケース50内部のうち、水側チューブ20における給湯水の流れ方向上流側に対応する部位(図2の紙面下側)に配置されている。本実施形態では、吸着剤70の全体が、ケース50内部のうち、水側チューブ20における給湯水の流れ方向における中央部よりも上流側に対向する部位に配置されている。

### [0041]

以上説明したように、互いに異なる金属で構成される水側チューブ20および冷媒側チューブ30を有する水冷媒熱交換器15を、金属によって構成されるケース50によって覆うことで、水冷媒熱交換器15と外気とを遮断し、水冷媒熱交換器15の水側チューブ20および冷媒側チューブ30に水分が付着することを抑制できる。このとき、水冷媒熱交換器15の製造時に電着塗装等の煩雑な工程を設ける必要がないので、互いに異なる金属で構成される水側チューブ20および冷媒側チューブ30に異種金属接触腐食が発生することを容易に抑制できる。

## [0042]

また、ケース50の内部に吸着剤70を設けることで、水冷媒熱交換器15をケース50で覆った当初に存在していた水分や、水冷媒熱交換器15とケース50とのシール部から透過・侵入した水分を、吸着剤70によって吸着できる。これにより、水側チューブ20および冷媒側チューブ30に異種金属接触腐食が発生することを確実に抑制できる。

#### [ 0 0 4 3 ]

ところで、吸着剤70は、加熱されることにより吸着していた水分を脱離する性質を有している。このため、本実施形態のように、吸着剤70を、ケース50内部のうち、水側チューブ20における水の流れ方向上流側に対応する部位に配置することで、吸着剤70を低温側に配置して、吸着剤70に吸着されていた水分が脱離することを抑制できる。これにより、水側チューブ20および冷媒側チューブ30に異種金属接触腐食が発生することをより確実に抑制できる。

## [ 0 0 4 4 ]

#### (第2実施形態)

次に、本発明の第2実施形態について図4に基づいて説明する。本第2実施形態は、上記第1実施形態と比較して、被覆部材として、ラミネート袋50Aを採用した点が異なるものである。なお、図4では、冷媒側ヘッダ30a等の図示を省略している。

## [0045]

図4に示すように、本実施形態の水冷媒熱交換器15は、水冷媒熱交換器15と外部との熱移動を抑制する断熱材80に覆われている。水冷媒熱交換器15は、断熱材80の外側から、金属箔を有するラミネートフィルムからなるラミネート袋50Aに覆われている。本例では、ラミネート袋50Aを形成する金属箔として、アルミニウム箔を用いている

## [0046]

ラミネート袋 5 0 A には、水側ヘッダ 2 0 a および冷媒側ヘッダ(図示せず)が挿入される貫通孔 5 3 が形成されている。ラミネート袋 5 0 A における貫通孔 5 3 と水側ヘッダ 2 0 a との間、および貫通孔 5 3 の内壁と冷媒側ヘッダとの間には、それぞれ、グロメット 6 0 が配置されている。これにより、ラミネート袋 5 0 A における貫通孔 5 3 の内壁と水側ヘッダ 2 0 a との隙間、および貫通孔 5 3 と冷媒側ヘッダとの隙間をシールすることができる。

## [0047]

本実施形態によれば、水冷媒熱交換器 1 5 を、金属箔を有するラミネート袋 5 0 A によって覆うことで、水冷媒熱交換器 1 5 と外気とを遮断し、水冷媒熱交換器 1 5 の水側チュ

10

20

30

40

ーブ 2 0 および冷媒側チューブ 3 0 に水分が付着することを抑制できるので、上記第 1 実施形態と同様の効果を得ることが可能となる。さらに、被覆部材として、軽量なラミネート袋 5 0 A を採用することで、熱交換器構造体 1 5 0 の軽量化を図ることができる。

#### [0048]

(第3実施形態)

次に、本発明の第3実施形態について図5ないし図7に基づいて説明する。本第3実施 形態は、上記第1実施形態と比較して、冷媒側ヘッダ30aと冷媒側チューブ30の構成 が異なるものである。

### [0049]

本実施形態では、冷媒側ヘッダ30aおよび冷媒配管18は、双方ともに、銅または銅合金により構成されている。一方、冷媒側チューブ30は、アルミニウムまたはアルミニウム合金により構成されている。

### [0050]

冷媒側ヘッダ30aは、内部を冷媒が流れるように構成されているとともに、冷媒配管18および冷媒側チューブ30の双方に接続されている。このため、本実施形態の冷媒側ヘッダ30aは、本発明の冷媒流路形成部材に相当している。

### [0051]

図5および図6に示すように、冷媒側チューブ30は、冷媒側ヘッダ30aにろう付けにより接合されている。冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとのろう付け接合部は、ケース50の内部に配置されている、すなわちケース50により覆われている。

#### [0052]

具体的には、図7に示すように、冷媒側ヘッダ30aには、冷媒側チューブ30の端部が挿入接合される貫通孔301が形成されている。そして、この貫通孔301に冷媒側チューブ30の端部を挿入した状態でろう付けを行うことにより、冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとが接合される。

## [0053]

貫通孔301の内周壁面には、ニッケルメッキ302が施されている。これにより、冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとの接合強度を向上させることができる。

### [0054]

通常、ヒートポンプ式給湯器の冷媒配管 1 8 としては、上述したように、加工性、耐振性および組付性に優れた銅配管(銅または銅合金製の配管)を採用している。このため、アルミニウムまたはアルミニウム合金製の冷媒側チューブ 3 0 との間で、異種金属接合を行う必要がある。

## [ 0 0 5 5 ]

このとき、冷媒配管18と冷媒側チューブ30とを共晶接合するとともに、接合部を樹脂により被覆することで、異種金属接触腐食の発生を防止する手法がある。しかしながら、共晶接合を行う工程や、接合部を樹脂により被覆する工程が増えるため、製造コストおよび製造設備費が増加してしまう。

## [0056]

これに対し、本実施形態では、アルミニウムまたはアルミニウム合金製のチューブ30と銅または銅合金製の冷媒側ヘッダ30aとのろう付け接合部を、ケース50により覆うことで、水冷媒熱交換器15と外気とを遮断し、当該接合部に水分が付着することを抑制できる。このとき、共晶接合や接合部の樹脂コーティング等の煩雑な工程を設ける必要がないので、互いに異なる金属で構成される冷媒側チューブ30および冷媒側ヘッダ30aに異種金属接触腐食が発生することを容易に抑制できる。

## [0057]

#### (第4実施形態)

次に、本発明の第4実施形態について図8に基づいて説明する。本第4実施形態は、上記第3実施形態と比較して、冷媒側ヘッダ30aと冷媒側チューブ30との接合部分の構成が異なるものである。

10

20

30

00

40

#### [0058]

図8に示すように、本実施形態の水冷媒熱交換器15は、冷媒が流れるとともに、冷媒側チューブ30および冷媒側ヘッダ30aの双方と連通する中間流路形成部材としての中間配管303を有している。中間配管303は、冷媒側チューブ30を構成する金属(アルミニウムまたはアルミニウム合金)および冷媒側ヘッダ30aを構成する金属(銅または銅合金)のいずれとも異なる種類の金属であるステンレスにより構成されている。

#### [0059]

なお、中間配管 3 0 3 を構成する金属は、ステンレスに限らず、他の金属としてもよい。特に、冷媒側チューブ 3 0 と中間配管 3 0 3 との接合部の接合強度、および、冷媒側へッダ 3 0 a と中間配管 3 0 3 との接合部の接合強度の双方が、冷媒側チューブ 3 0 と冷媒側ヘッダ 3 0 a とを直接接合した場合の接合部の接合強度よりも高くなるような金属により、中間配管 3 0 3 を構成することが望ましい。

### [0060]

冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとは、中間配管303を介してろう付けにより接合されている。具体的には、中間配管303は、一端側が閉塞された有底筒状に形成されている。中間配管303の開口側の端部は、冷媒側ヘッダ30aの端部に挿入接合されている。

## [0061]

中間配管 3 0 3 には、冷媒側チューブ 3 0 の端部が挿入接合される図示しない貫通孔が形成されている。そして、この貫通孔に冷媒側チューブ 3 0 の端部を挿入した状態でろう付けを行うことにより、冷媒側チューブ 3 0 と中間配管 3 0 3 とが接合される。

#### [0062]

貫通孔の内周壁面には、ニッケルメッキが施されている。これにより、冷媒側チューブ30と中間配管303との接合強度を向上させることができる。

#### [0063]

中間配管303は、ケース50の内部に配置されている。このため、中間配管303と冷媒側チューブ30とのろう付け接合部、および、中間配管303と冷媒側ヘッダ30aとのろう付け接合部は、双方ともケース50の内部に配置されている、すなわちケース50により覆われている。

### [0064]

以上説明したように、冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとを、中間配管303を介してろう付けにより接合することで、冷媒側チューブ30と冷媒側ヘッダ30aとを直接接合した場合と比較して、接合部の接合強度を向上させることが可能となる。

## [0065]

(他の実施形態)

本発明は上述の実施形態に限定されることなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲内で、以下のように種々変形可能である。

### [0066]

(1)上記実施形態では、流出入部として、水側ヘッダ20aおよび冷媒側ヘッダ30aを採用した例について説明したが、流出入部はこれらに限定されない。つまり、流出入部は、水冷媒熱交換器15内部と連通するとともに、給湯水および冷媒の少なくとも一方が流通するものであればよく、例えば、内部を給湯水が流通する水側配管であってもよい。 し、内部を冷媒が流通する冷媒配管であってもよい。

## [0067]

(2)上記実施形態では、水側チューブ20を銅または銅合金製とするとともに、冷媒側チューブ30をアルミニウムまたはアルミニウム合金製とした例について説明したが、水側チューブ20および冷媒側チューブ30を構成する材料はこれらに限定されない。つまり、水側チューブ20および冷媒側チューブ30が、互いに異なる金属から構成されていればよい。

## [0068]

10

20

30

40

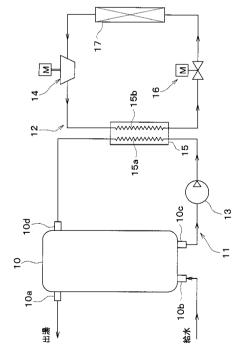
## (3)上記した各実施形態同士は、実施可能な範囲で適宜組み合わせてもよい。

## 【符号の説明】

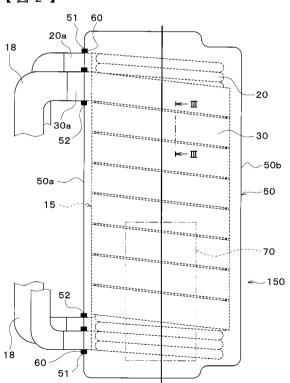
## [0069]

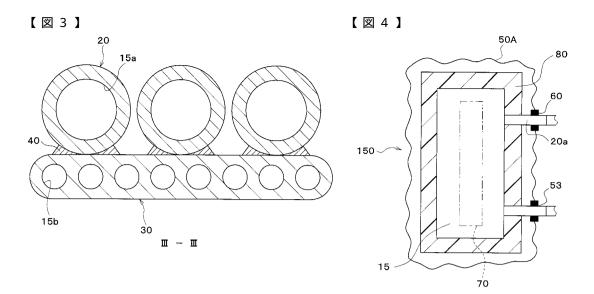
- 15 水冷媒熱交換器
- 20 水側チューブ(第1部品、第1チューブ)
- 3 0 冷媒側チューブ(第2部品、第2チューブ
- 5 0 ケース(被覆部材)
- 5 0 A ラミネート袋(被覆部材)
- 60 グロメット
- 7 0 吸着剤

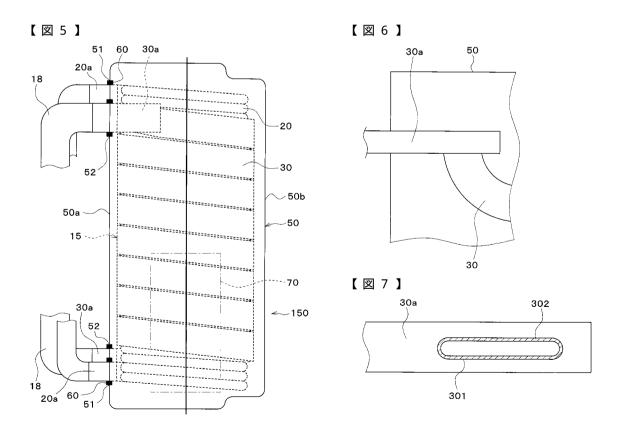
## 【図1】



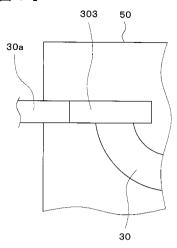
## 【図2】







【図8】



## フロントページの続き

(72)発明者 柳田 昭

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 株式会社デンソー内

(72)発明者 冨田 亮平

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 株式会社デンソー内